

○霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例施行規則

平成27年10月5日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例(平成27年霧島市条例第30号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(発電事業者が説明する機会を設けなければならない時期)

第3条 条例第3条に規定する「進捗段階」とは、次に掲げるときをいう。

- (1) 温泉資源賦存状況調査(既存資料調査を除く。以下同じ。)を行うとき。
- (2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項に規定する土地の掘削又は同法第11条第1項に規定する増掘(第5条及び第6条において「土地の掘削工事等」という。)を行うとき。
- (3) 発電設備の設置又は運転を行うとき。
- (4) 発電事業開始後において、発電事業の中止等、市長が重大と判断する行為が実施されるとき。
- (5) 条例第4条第1項の同意を得た事業計画の内容に著しい変更が生じるとき。

2 条例第3条に規定する説明の機会を設けた発電事業者は、地熱発電事業に関する地域住民等説明状況報告書(第1号様式)により市長に報告するものとする。

(同意の可否等の通知)

第4条 市長は、条例第4条第5項の規定により同条第1項の同意(第5条第1項によるものを含む。)の可否を決定したときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式により発電事業者に通知するものとする。

- (1) 同意するとき 同意通知書(第2号様式)
- (2) 同意しないとき 不同意通知書(第3号様式)

2 市長は、次の各号に掲げる事由により審査を継続するときは、継続審査通知書(第4号様式)により発電事業者に通知する。

- (1) 条例第4条第1項第1号又は第3号に規定する事業計画に係る審査であって、当該計画に改善を要する事項などがあり、発電事業者に改善を促す必要があるとき。
- (2) 条例第4条第1項第2号に規定する申請に係る事業計画の審査であって、当該申請に係る鹿児島県知事の処分後まで審査を継続するとき。

(事業計画の著しい変更)

第5条 条例第5条第1項に規定する「著しい変更が生じる場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 発電設備の設置前に事業主体を変更する場合
- (2) 温泉資源賦存状況調査の範囲又は調査方法を変更(軽微なものを除く。)する場合
- (3) 土地の掘削工事等に係る鹿児島県知事へ行う申請内容を変更する場合
- (4) その他前各号に定めるものに準じる程度の変更をする場合
(調査等の着手及び完了報告)

第6条 発電事業者は、発電事業に係る温泉資源賦存状況調査、土地の掘削工事等又は発電設備の設置工事に着手したときは調査等着手届(第5号様式)を、当該調査又は工事等が完了したときは調査等完了届(第6号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

(事業計画の軽微な変更の届出)

第7条 発電事業者は、事業計画の軽微な変更(条例第5条第1項に規定する事業計画の変更にあたらない軽微な変更をいう。)が生じる場合は、事業計画軽微変更届(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(同意の取消しの通知)

第8条 市長は、条例第7条の規定により条例第4条第1項の同意(第5条第1項によるものを含む。)を取り消したときは、同意取消通知書(第8号様式)により発電事業者に通知する。

(事業計画の取下げ)

第9条 発電事業者は、条例第4条第1項の規定により提出した事業計画(第5条第1項により提出した変更事業計画を含む。)を取り下げようとするときは、事業計画取下届(第9号様式)を市長に提出するものとする。

(定期報告)

第10条 条例第9条第1項に規定する報告は、次の各号に掲げる期間が経過するごとに定期報告書(第10号様式)を市長に提出することにより行うものとする。この場合において、第3号の報告を行った発電事業者は、その後1年を経過するごとに定期報告書(第10号様式)を市長に提出するものとする。

- (1) 発電開始日から1か月後
- (2) 発電開始日から6か月後
- (3) 発電開始日から1年後

(発電事業者の変更等の届出)

第11条 条例第9条第2項に規定する変更は、次の各号に掲げるもので発電開始後に行われるものとする。

- (1) 発電事業者の変更
- (2) 発電設備に関する変更
- (3) 発電後の蒸気や熱水等を活用した事業の変更
- (4) その他前各号に定めるものに準じる程度の変更

2 前項の変更があった発電事業者は、当該変更の事実があった日から10日以内に、発電

事業者等変更届(第11号様式)を市長に提出するものとする。

(発電設備の廃止の届出)

第12条 条例第9条第4項に規定する届出は、発電設備を廃止するために必要な工事の着工日から30日前までに発電設備廃止届(第12号様式)を市長に提出することにより行うものとする。

(事故発生時の報告)

第13条 条例第11条第1項に規定する報告は、同項各号に掲げる事態が生じたときは直ちにその旨を連絡し、及び当該事態に必要な措置を講じたときは速やかに事故等状況報告書(第13号様式)を市長に提出することにより行うものとする。

(委員会の所掌事項)

第14条 条例第14条により設置する委員会は、次に掲げる事項について、調査審議を行うものとする。

- (1) 発電事業の計画及び実施に関する事項
- (2) 発電事業の実施による周辺の温泉や自然環境への影響に関する事項
- (3) 発電後の蒸気や熱水等を活用した事業に係る評価に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。